

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：保健福祉部高齢者支援局

No	担当課	電話	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間 (経由日数)	備考
1	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第70条第1項	指定居宅サービス事業者の指定	設定	14日	
2	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第70条の2第1項	指定居宅サービス事業者の指定の更新	設定	14日	
3	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第86条第1項	指定介護老人福祉施設の指定	設定	14日	
4	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定の更新	設定	14日	
5	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第94条第1項	介護老人保健施設の開設許可	設定	14日 (4日)	
6	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第94条第2項	介護老人保健施設の変更許可	設定	14日 (4日)	
7	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第94条の2第1項	介護老人保健施設の開設許可の更新	設定	14日 (4日)	
8	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第95条第1項	介護老人保健施設の管理者の承認	設定	14日 (4日)	
9	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第95条第2項	介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認	設定	14日 (4日)	
10	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第98条第1項	介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可	設定	14日 (4日)	
11	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第107条の2第1項 (旧法)	指定介護療養型医療施設の指定の更新	設定	14日	
12	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第108条第1項 (旧法)	指定介護療養型医療施設の指定変更承認	設定	14日	
13	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第107条第1項	介護医療院の開設許可	設定	14日 (4日)	
14	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第107条第2項	介護医療院の変更許可	設定	14日 (4日)	
15	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第108条第1項	介護医療院の開設許可の更新	設定	14日 (4日)	
16	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第109条第1項	介護医療院の管理者の承認	設定	14日 (4日)	
17	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第109条第2項	介護医療院の医師以外の管理者の承認	設定	14日 (4日)	
18	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第112条第1項	介護医療院に関して広告できる事項の許可	設定	14日 (4日)	
19	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第115条の2第1項	指定介護予防サービス事業者の指定	設定	14日	
20	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第115条の11	指定介護予防サービス事業者の指定の更新	設定	14日	
21	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	老人福祉法	第15条第4項	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の設置認可	設定	28日	
22	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	老人福祉法	第16条第3項	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の廃止等の認可	設定	28日	
23	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	社会福祉法	第62条第2項	軽費老人ホームの設置許可	設定	28日	
24	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	社会福祉法	第63条第2項	軽費老人ホームの変更許可	設定	28日	
25	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第3条	介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設の指定	設定	180日 ※介護福祉士実務者養成施設の指定申請は90日	
26	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第4条	介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設の変更承認	設定	180日 ※介護福祉士養成施設の入所定員又は学級数の減に係る学則の変更並びに介護福祉士実務者養成施設の変更は、90日	
27	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第3条	社会福祉士養成施設の指定	設定	180日	
28	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第4条	社会福祉士養成施設の変更承認	設定	180日 ※入所定員又は学級数の減に係る学則の変更は、90日	
29	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	社会福祉法施行令	第5条	社会福祉主事養成機関の指定	設定	180日	

30	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	社会福祉法施行令	第6条	社会福祉主事養成機関の変更承認	設定	180日 ※入所定員又は学級数の減に係る学則の変更は、90日	
31	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	介護保険法施行令	第3条 第2項	介護職員初任者研修事業者の指定	設定	60日	
32	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法	第69条の2第1 項	介護支援専門員の登録	未設定 イ	14日 (3日)	
33	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法	第69条の3	介護支援専門員の登録の移転	未設定 イ	21日 (10日)	
34	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法	第69条の6第1 項第1号	介護支援専門員の登録の消除	未設定 イ	14日 (3日)	
35	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法	第69条の7第1 項	介護支援専門員証の交付	未設定 イ	14日 (3日)	
36	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法施行規則	第113条の23 第1項	介護支援専門員証の書換え交付	未設定 イ	14日 (3日)	
37	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法施行規則	第113条の25 第1項	介護支援専門員証の再交付	未設定 イ	14日 (3日)	
38	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法施行規則	第113条の20 第3項	介護支援専門員証の移転交付	未設定 イ	14日 (3日)	
39	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法	第69条の8第1 項	介護支援専門員証の有効期間の更新	未設定 イ	14日 (3日)	
40	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法	第69条の27	指定試験実施機関の指定	設定	14日	
41	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法	第69条の33	指定研修実施機関の指定	設定	14日	
42	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第115条の36	指定調査機関の指定	設定	21日	
43	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	介護保険法	第115条の42	指定情報公表センターの指定	設定	21日	
44	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-667)	社会福祉士及び介護福祉士法	第48条の3第1 項	登録喀痰吸引等事業者に係る登録	未設定 イ	14日	
45	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	社会福祉士及び介護福祉士法	附則第20条第 1項	登録特定行為事業者に係る登録	未設定 イ	14日	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定め尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先（経由機関）が処分担当課と異なる場合は申請先（経由機関）を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。